

大阪油脂工業株式会社
株式会社Re・工房
坂元 一浩

ウイルスウォーターに関する報告書

— 記 —

1. 概要について

弊社の製品である「ウイルスウォーター」は、除菌・消臭を目的として開発された製品で、次亜塩素酸ソーダ（食品添加物グレード）、希塩酸（食品添加物グレード）をイオン交換水で希釈混合することにより連続的に生成しており、主成分は次亜塩素酸（水）です。製品（原液）製造時の規格は有効塩素濃度200ppm（滴定法）・pH6.0～6.5（25℃/pHメーター）とさせて頂いております。ご使用頂く場合は原液（ご用途により希釈してお使い頂く場合もございます。）また、空間噴霧用としてご使用頂く場合は水道水で4倍から10倍に希釈した後にご使用頂くことを推奨させて頂いております。

当社と致しましては「ウイルスウォーター」の製造・販売を2009年より開始しており、化学品メーカーとして法令の遵守及びお取引先様よりのご質問・ニーズに対応すべく各種試験、改善等に真摯に努めて参り、ご使用により気分が悪くなった（数件）以外の人的な危害は発生しておりません。

噴霧器に関しましては、空間噴霧での使用を始めてから約30,000台の販売実績がございます。お客様には除菌、消臭の方で実感をして頂いており、ほとんどキャンセルなく販売実績を伸ばしております。導入前と比較し感染者数が減った、消臭を実感できている事がリピートを頂いている要因だと分析しております。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス対策に伴う社会情勢の急激な変化に当惑しているのも事実です。

2. 新型コロナウイルスへの有効性について

「ウイルスウォーター」の新型コロナウイルスへの有効性は確認されておりません。よって、新型コロナウイルス対策に有効である等の誤認を招きかねない情報の発信等は行っておりません。

3. 法令への対応について

「ウイルスウォーター」は雑貨で、薬機法、食品衛生法、家庭品品質表示法、化審法（少量新規化学物質の申出）等を遵守（例として手指消毒に使用できない。食品添加物に該当しない等）しながら製造・販売をさせて頂いております。

また、化審法に関しましては、次亜塩素酸水を製造する為に必要な申出なのですが、その申出を行い確認通知書を受領しているメーカーは弊社だけです。

4.有効期限等について

「ウィルスウォーター」はその物性上、有効塩素量が低下していきます。その対策として遮光容器の採用、イオン交換水の使用、各種試験（外部機関を含む）の結果等により「6ヶ月を目安に出来るだけ早く使いきること」「高温、直射日光を避けた冷暗所に保管する」等の表記をさせて頂いております。なお、製品の容器にLOT番号（製造日が特定できます。）を表示し、かつ必要以上の製品在庫を製造しない様に生産管理をしております。

5.空間除菌について

空間噴霧にご使用頂く前提で確認すべき基本的な項目として

1. 誤って口の中に入った場合・・・ 単回経口投与毒性試験（急性毒性試験）
⇒異常は認められない
2. 皮膚や目に入った場合・・・ 眼刺激性試験、皮膚1次刺激性試験、皮膚累積刺激性試験
⇒刺激性なし
3. アレルギーを起こすのか・・・ 感作性試験
⇒感作性なし
4. 細胞への影響はあるのか・・・ コロニー形成阻害試験（細胞毒性試験）
⇒問題ない程度
5. 発がん性はあるのか・・・ 復帰突然変異試験（変異原性試験）
⇒誘起する作用なし

がありますが、ウィルスウォーターの生成装置メーカー主導のもと、財団法人食品農医薬品安全評価センターで試験を実施しており上記の試験結果となっております。

さらに空間噴霧時の安全性につきましては製品の組成上、塩素ガスの発生が考えられますが実測値（於：生成装置メーカー）としましては

有効塩素濃度	30分後	60分後
200ppm	0.02ppm	0.07ppm
50ppm	0.01ppm以下	0.01ppm以下

実験条件：室内容積：20m³(約6畳に相当)噴霧中の換気は行わない。噴霧量：4L/時間
(床が濡れてモップで拭き取りが必要な程度)

であり、

塩素ガスの許容濃度

日本産業衛生学会 勧告値： 1ppm

労働安全衛生法 許容濃度：0.5ppm

を下回っております。

さらに、噴霧されているものが弱酸性から中性で、アルカリ側で生成されますトリハロメタン(発がん性物質)は含まれておりません。

また、空間噴霧による菌数の減少について弊社での試験を実施しており、空間除菌のデータにおいて、3時間噴霧での結果、噴霧前の菌数90より、1時間後16.7、2時間後13.3、3時間後3.3と1m³中の菌数の減少が確認されております。

なお、実際のご使用に際しましては「換気や吸入に注意し、気分が悪くなったら使用を中止する。」との使用上の注意表記、ご質問を頂いた場合は取引先様よりのご使用状況を聞き取りしながら、具体的な対応（対策）を都度させて頂いております。

以上のこと及び参考文献、インターネット上の関連情報よりウィルスウォーターをご使用頂く場合の安全性等は確保されていると思いますが、このたびの「ファクトシート」の内容を熟読しますと弊社として改善すべき点は何点か見られました。具体的には、生成法・原料名・塩素濃度・pHの表記等です。その対応及び引き続き安全性等に関する情報の収集及び品質管理の向上に努めて参ります。

以上

株式会社山梨